平成２７年（フ）第１１０８号
堺市西区上野芝向ヶ丘町３丁８番21号
債務者　野田　紘史
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
大阪府大阪狭山市金剛２丁目３番12号―302号
債務者　宇佐美真一
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
堺市堺区甲斐町東６丁１番４―505号、前住所大阪市淀川区新北野３丁目13番18―311号
債務者　平井　正彦
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
兵庫県西宮市上大市５丁目20番12号　若草ハイツ202号、前住所大阪市平野区長吉出戸８丁目３番３―211号
債務者　冨本　夕貴
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７６号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目93番地の５シャネル園田102号、前住所兵庫県尼崎市御園１丁目９番11号　美松荘30号
債務者　染川　栄一
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３号
兵庫県丹波市市島町中竹田4510番地　県営住宅中竹田鉄筋住宅105号、前住所神戸市須磨区白川台３丁目70番地の20
債務者　大島　和典
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
奈良市三条添川町４番10―101号
債務者　奥中　勝久
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１０号
岡山県久米郡美咲町原田217番地１
債務者　井上富美栄
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１１号
岡山県久米郡久米南町南庄561番地、前住所岡山県岡山市中区関52番地１　ベルメゾンＢ201号室
債務者　中畝　善行
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１４号
香川県善通寺市生野本町２丁目９番５号　コーポ若葉荘３号
債務者　香川　節子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前９時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第５号
福岡県大牟田市八本町53番地
債務者　村上香奈子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第３２号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷836番地１　スワンハイツ201
債務者　城戸奈津美（旧姓川内）
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７号
沖縄県浦添市西原１丁目35番11号　棚原方
債務者　知花　義之
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４４号
沖縄県豊見城市字翁長48番地２
債務者　島田　有樹
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第６２号
沖縄県糸満市字兼城387番地の１　ワイズアビタシオン105
債務者　柳田　律子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２６号
北海道苫小牧市若草町５丁目12番25号　ハイツまるいＮＯ23―203号
債務者　本田　千草
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部